

平成 25 年度予算建設技術研究開発助成制度の公募開始について

1. 募集対象、公募区分、交付可能期間

①政策課題解決型技術開発公募

(1) 一般タイプ

我が国が直面する重要課題へ対応するための技術研究開発としてテーマを設定。

テーマ「**老朽化に備えた社会資本・住宅の効果的・効率的な点検・診断技術の開発**」

「政策課題解決型技術開発公募」（一般タイプ）の新規課題については、今年度は総額を 4,500 万円（年度上限額 2,700 万円）、交付可能期間を最大 2 年間に変更しました。

（継続課題については、変更はありません。）

| 公募区分 | 総額 | 交付可能期間 | 備考 |
|------------------------------|--------------------------------|---------|----------------------|
| 政策課題解決型 （一般タイプ） 【新規課題】 | 4,500 万円まで （年度上限額 2,700 万円） | 最大 2 年間 | 採択後、産学官の委員会を設置すること。等 |
| 政策課題解決型 （一般タイプ） 【継続課題】 | 3,500 万円まで （年度上限額 1,500 万円） | 最大 3 年間 | 採択後、産学官の委員会を設置すること。等 |

(2) 中小企業タイプ

「政策課題解決型技術開発公募」（中小企業タイプ）は、継続課題の応募のみ受け付け、新規課題は公募しません。

| 公募区分 | 総額 | 交付可能期間 | 備考 |
|----------------------------|---|----------------------------------|--|
| 政策課題解決型 （中小企業タイプ） ※注 | 【技術開発（R&D）】 2,500 万円まで （年度上限額 1,500 万円） | 【技術開発（R&D）】 1～2 年間（助成 2 年目以降） | 交付申請者は、中小企業であること（中小企業と大学等に所属する研究者等との共同研究も可）。 採択後、産学官の委員会を設置すること。等 |

※注）中小企業タイプは、段階的競争選抜方式を採用し、1 年目に本格的な研究開発を行うための調査期間を設け、その結果を踏まえ、2 年目以降の研究開発を決定。

②震災対応型技術開発公募

「震災対応型技術開発公募」は、継続課題の応募のみ受け付け、新規課題は公募しません。

| 公募区分 | 総額 | 交付可能期間 | 備考 |
|-------|--------------------------------|---------|----------------------|
| 震災対応型 | 2,000 万円まで （年度上限額 1,100 万円） | 最大 2 年間 | 採択後、産学官の委員会を設置すること。等 |

<平成 25 年度交付規模、新規採択予定数>

本助成制度の平成 25 年度交付予定額は、政策課題解決型技術開発公募で総額 2 億 8,000 万円程度です。

【新規採択予定数】（継続採択課題を除いた採択予定数）

- ・政策課題解決型技術開発公募（一般タイプ）：3 課題程度

※なお、政策課題解決型技術開発公募（中小企業タイプ：継続（R&D 1 年目））は、平成 24 年度新規課題及び繰り越した平成 23 年度新規課題を絞り込み、3 課題程度を継続課題として採択予定。

2. 公募期間

平成 25 年 2 月 21 日（木）～ 3 月 25 日（月） 17 時

3. 申請者の資格

(1) 政策課題解決型技術開発公募（一般タイプ）、震災対応型技術開発公募

①大学等の研究機関の研究者、②研究を主な事業目的としている、特例民法法人並びに一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は当該法人に所属する研究者、③日本に登記されている民間企業等または当該法人に所属する研究者。

なお、これらの者が建設技術に関する研究または技術開発を自ら実施する能力を有する機関に属していること、当該機関が補助金（助成金）の機関経理に相応しい仕組みを備えていることが必要となります。

(2) 政策課題解決型技術開発公募（中小企業タイプ：継続（R&D 1 年目、R&D 2 年目））

ア) 交付申請者

中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人。

※中小企業者とは、以下の資本金基準又は従業員基準のいずれか一方の基準を満たす企業をいう。

| 業種 | 従業員規模 | 資本金規模 |
|-----------|--------|-----------|
| 建設業・その他業種 | 300人以下 | 3億円以下 |
| 卸売業 | 100人以下 | 1億円以下 |
| 小売業 | 50人以下 | 5,000万円以下 |
| サービス業 | 100人以下 | 5,000万円以下 |

注) NPO 法人は含まない。(NPO 法人とは、NPO 法に基づき設置された法人をいう)

イ) 研究代表者

中小企業タイプにおける研究代表者は、交付申請者である中小企業に属する研究者であること。

ウ) 共同研究者

(1) の①～③のいずれかに該当する者。

4. 応募方法

本制度に研究開発課題を応募される方は、府省研究開発管理システム（e-Rad）により申請を行ってください。なお、申請にあたっては、事前に府省研究開発管理システム（e-Rad）への研究機関及び研究者情報の登録が必要となります。

5. 参照ホームページ

- ・ 「建設技術研究開発助成制度」
<http://www.mlit.go.jp/tec/gijutu/kaihatu/josei.html>
- ・ 「府省共通研究開発管理システム（e-Rad ポータルサイト）」
<http://www.e-rad.go.jp/index.html>

（詳細は募集要領をご覧ください。）